

自然独占論とその周辺

岡田清

一 自然独占の論理

いわゆる「自然独占」(natural monopoly) の理論は公益事業に対する政府規制に理論的根拠を与えるものとして正当化されてきた。

アメリカの公益事業規制において特にそうであった。鉄道、電力、通信などの産業が一括して「被規制産業」(regulated industries) とよばれ、強い政府規制をうけていたことは周知の通りである。

ところが最近にいたって、このような政府規制の効力とそれがもたらす結果〈成果〉(performance)について多くの疑問が提示されるようになり、幅広い規制緩和政策が提案されるようになった。その理由のひとつには、いわゆる「大きな政府」への反省もあるが、主として規制政策の「成果」への反省が強くなつたからである。それと同時に「被規制産業」に対する理論的関心も強まり、かつて主張されてきた理論的根拠に対しても見直しの気運が強くなつてきた。この種の見直しは、それが是認されると、これまでの政策に対して大きな変更をせざるも

のであるだけに軽視することのできない重要な問題である。すでにアメリカの航空政策がそうであるように、いわゆる「自由化路線」が具体的に採用されるようになつてきた。もちろん航空産業はいわゆる自然独占産業であるとはいえない。

このような非自然独占産業だけを規制緩和政策の対象とみるべきかどうか、果して自然独占産業には関係のないものといえるのだらうか。あるいは、自然独占産業は政府規制の「聖地」といえるのだらうか。——この点を少しなりとも明確にしておくことが本稿の目的である。

古典的に主張されてきた自然独占の論理とは次のようなものである。すなわち、巨大な固定設備に依存する産業は技術上の理由から規模の経済性が大きく、費用遞減性を有するため、自由な競争にやだねておくと、二重投資をもたらし、それはやがて破壊的競争をまねぎ、自然に独占になつてしまふ。こうして独占産業となれば、独占力を行使して独占価格を形成するから、独占価格の形成を排除するため、政府による価格規制が必要になる。しかもこれらの産業が供給する財・サービスは「公共的ユーティリティー」でもあるから、「公共の利益に関連すべく」(affected with a public interest)として供給される必要がある、といふものである。いいかえれば、公益事業に対する政府規制はその背後に自然独占論といふ明確な「経済的理由」が潜んでいると考えられてきたのである。

デムゼツ (Horald Demsetz) の表現によれば、それは次のようになる。「生産における規模の経済のため、所与の市場で1になしそれ以上の企業よりも1企業が、ある商品を生産した方が費用が低ければ、1企業が生き残るだらう。その企業がもし規制をうけなければ価格と生産費を独占水準に設定し、その企業の価格・生産量の

決定は当該商品の市場需要によってのみ制限される利潤極大化行動によって決定されるであろう。⁽¹⁾

またカーン（A. E. Kahn）によれば、規制と競争制限の関係には相互に関連するいくつかの理由があるといわれ、「そのひとつの理由は自然独占の概念である。すなわち、ある産業の技術あるいはサービスの性質が、（極端な場合は）単一企業あるいは限られた数の“選ばれた用具”によってのみ最少費用もしくは最大の純便益のえられる顧客サービスとなりうるようなものである。」のよき環境においては、無制限な参入は（限界費用と平均費用の差によって刺激される）破壊的競争 *destructive rivalry* から出る過剰投資の繰返しを伴ないながら、無駄になり、劣悪なサービスを生産するようになるだろう。過剰設備の圧力が——一九世紀に周期的に合衆国の鉄道史を性格づけたり、有効な政府規制や協調的価格設定が欠陥した場合の海運産業を特徴づけたといわれるよう——料率戦争に導くならば、その効果は料率を短期限界費用に近いところまで押し下げ、存続企業がそのプラントの良好な操業を維持したり、必要な革新を導入したり、あるいは良好なサービスを提供しつづける能力を阻害するようになるだろう⁽²⁾』といふものである。

これらの引用から明らかなように、古くから主張されてきた自然独占論では、カーンが述べているように、破壊的競争から二重投資になり、このような無駄な競争の結果、究極的には一社だけが残る、いわゆる「競争過程論」が強調される。その結果、自然独占企業は、デムゼックが述べるような行動をとり、独占価格を形成するから、そのような独占価格の形成は政府によって規制される必要があるという、「価格規制必要論」が展開されてきたのである。

以上のような「経済的」論理から、巨大な固定設備に依存する鉄道、電力、通信などの産業は、強い政府規制

をうたる公企業や公益事業としての「パブリック」(public utility status) に対するものである。

ところが、最近に至って、自然独占論に関する批判的論文がいくつがみられるようになり、更めて自然独占論が注目を集めるようになった。以下、自然独占論批判の展開をあまえながらじっくりかの問題点を検討してみたい。

- (一) Horold Demsetz, Why Regulate Utilities?, Journal of Law and Economics, XI (Apr. 1968), reprinted in Readings in Industrial Economics, ed. by C. K. Rowley, vol. 2, pp. 174—175.
- (二) A. E. Kahn, The Economics of Regulation, vol. II, pp. 1—2.

11 設備の不可分性と自然独占

自然独占産業を特徴づけている主要な原因は設備の「不可分性」(indivisibilities) である。設備の不可分性は初期投資が大きく設備の効率的利用が可能にならぬ避けられない技術上の特性である。そのことは別の表現では規模の経済性 (economies of scale) といわれたり、費用遞減性 (decreasing cost) あるいは規模に対する収穫遞増 (increasing returns to scale) といはれて混同されることが多い。

ケン・カスター (Kelvin Lancaster) によれば、規模の経済性は単に平均費用と生産量の規模の関係であり、¹¹¹ の理由から発生する。すなわち、(1)生産開始の初期的支出が大きいため、生産物の単位当たり支出が漸減するところ、すなわち固定費効果がある。(2)大量購入によって投入要素に対する支払が減少する、すなわち投入要素の供給産業の規模効果が波及する。(3)技術上の理由から、これが収穫遞増状態が生ずるといふ、すなわち技術的

費用遞減効果が生ずる。——規模の経済性はこれら三つの理由から生ずると考えられている。⁽¹⁾ いいかえれば、規模の経済性は(1)における財務上の効果や(2)における価格効果も含んでいるのである。

しかし、規模の経済性と費用遞減性はほぼ同義に解釈されことが多い。それ自体必ずしも大きな不都合にはならないが、留意しなければならないのは、その場合の同義性は実物的設備規模の機会費用による収穫増進性を含意していることである。しかし、さらに注意しなければならないのは、費用遞減性（収穫増進性）という時には時として投入量の増加と生産量の増加の関係が問題とされるだけであって、必ずしも固定設備規模の増加に限定されることは必ずしもいえないということである。したがって、自然独占論においては、固定設備の不可分性があり、かつ鉄道、電力、電話などの産業におけるように規模に関する費用遞減性が成立する場合に限定されていり、そのため、経済学上の長期概念に対応しているというような明確な限定が必要となるのである。⁽²⁾

しかしながら、それでもなお不十分な場合があることにも留意する必要がある。具体的に鉄道業の例を想定すれば明らかなるように、固定設備の範囲を明別することが困難なケースも十分にありうるからである。そのことは生産の単位にも密接な関連をもつことになり、現実的にはきわめて重要な留意事項と考えられるべきものである。なぜならば、鉄道における生産の単位をどのような設定するかに応じて、車両施設は費用遞減性と関連したり、しなかつたりするからである。

このことは生産過程の「不可分性」に密接な関係をもつことになる。車両施設を二倍にすることも半分にすることも可能であれば、それは「分割可能プロセス」(divisible process)といふことができる。その意味で、輸送の単位を車両数とするかぎり、車両施設は不可分性をもつものとはいえない。このような状況下では線路施設のみ

が、不可分性という特性をもつ固定施設といえるのである。このような観点からのみ鉄道業は固定設備の不可分性を特徴とする費用遞減産業とみなすことができるるのである。

このことから派生する疑問は、道路という不可分性を特徴とする固定施設を利用する自動車運送事業も同様に費用遞減産業といえるのではないか、という点である。自動車運送業がその輸送（生産）において支払う単位当たり費用は道路という固定施設の不可分性によってはいかなる影響も受けない。それはむしろ生産量の増減に比例して増減するから、費用遞減産業とはいえないというのがそれに対する解答である。たとえ生産の単位を輸送人員（あるいはトン数）としても、もしそれが車両単位の生産量と比較されたとき、有意な規模の利益がなければ、生産単位の差による費用の遞減性を想定することはできない。しかし、大型航空機や大型船舶においては、交通工具（プレント・サイズ）における規模の利益を想定する必要が生ずるともいえるのであるが、このことを無視すればこれらの場合もまた自動車運送事業と同様に考えることができる。したがって、交通部門における産業組織は自然独占産業である鉄道業を除けば他の産業はすべて非自然独占産業である、といえる。

鉄道業における自然独占産業としての性格を固定設備の不可分性に焦点を合せるのであれば、生産における「(設備)能力生産量」(capacity output) を前提することが必要になる。このことは鉄道業のオペレーションを規定する上で、他方価格形成を考える上で、きわめて重要な問題提起となることになる。

ワイルズ (P.I.D. Wiles) の表現をもつてすれば、「部分的適応」(partial adaptation) と「全体的適応」(total adaptation) を区分しておくれ」とが望しいといえよう。⁽³⁾ 部分的適応は、鉄道業に関連していえば車両施設の不可分性から超短期の限界費用が無視しきるほど小さくなるために、販売単位における価格差（差別価格）が生ずること

とを意味している。このような不可分性は鉄道業に固有な現象ではなく、自然独占産業だけに限定できる」とでもない。

その意味で自然独占産業を特徴づける費用遞減性はこのような部分的適応に関連したものではないとみられるべきものである。したがって自然独占論を規定している「固定施設に関する不可分性＝費用遞減性＝規模の経済性」の意味する」とは、その言葉の意味をかなり限定的に理解した上でのことであることを確認しておく必要があるといえよう。

ところが、こののような自然独占論は前述のように、それを競争市場にゆだねれば劣悪な成果が発生することを説明する手段として用いられるようになったのである。たしかに鉄道業や電力における発達史はこれらの成果を裏づけている。すなわち、「『自然独占』の概念が次第に現われるようになったのはこの経験からであり、一方では競争が劣悪な結果を生み出したり、消滅したりする、連続的傾向を説明したり、他方ではその排除を正当化する試みとして現われたようになつた」⁽⁴⁾のである。

こうして自然独占論は容易に政府介入と結びついていったのである。だが最近にいたつてあらためてこのような政府介入への合意がどこまで正当化されるかをめぐって議論が展開されるようになった。このような合意が成立するためには費用遞減産業における競争はどのような効果をもつのか——競争過程において生ずる成果と、それを修正する方策との綿密な対応関係が明らかにされなければならない。

(1) Kelvin Lancaster, *Introduction to Modern Micro-Economics*, Chicago, 1969, pp.88—90.

(2) 費用遞減産業は、厳密には長期平均費用遞減産業というべきである。

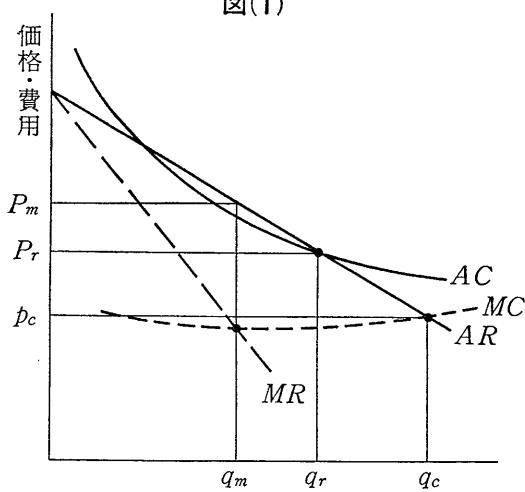
(3) Cf. P.J.D. Wiles, Price, Cost and Output, Oxford, 2nd ed., 1961, ff. pp. 131.

(4) A.E. Kahn, op. cit., vol. II, p. 118.

III 自然獨占と破壊的競争

前述のようないくつかの自然獨占論によける競争過程は破壊的競争 (destructive competition or cut-throat competition) をやめたふうと考えられてゐた。破壊的競争について必ずしも明確な定義があるとはこゝではないが、カーブによれば破壊的競争は次のよくなじみの要件をもつものと考えられてゐる。「主たる要件は総費用の比率としてみた場合大きな割合をもつ固定費のあるいは埋没費用 (sunk cost), および永続的かつ繰返される過剰設備である。これが1つ

の環境が長期間にわたって限界費用が平均総費用をはるかに下回る条件をかもし出さるのである。」このよくなじみの環境の中で産業の構造が非集中的であるが、——やなわら、その売手が市場の全体的大きさに比べてあまりにも小さく、価格を限界費用にまで引下げる競争を回避するふうだと考えたり、共通の利害に立って行動するふうとしないだらば——産業全体あるいは少なくとも多数の企業が相当期間損失をもつむる可能性が生ずる。



図(1)

このようにを図で示せば図(1)のようになる。費用遞減下で、自由な競争を許せば、供給曲線 (MC) と需要曲線 (AR) の均衡点で価

格 (p_c) と生産量 (q_c) が定まるであろう。図から明らかなように、このような均衡点は平均費用を下回る価格水準であるから、($AC - p_c$) に相当する単位当たり損失が発生する。このような状況を破壊的競争とよぶならば、競争過程における破壊的競争の存在を否定することはできない。

しかし、このような破壊的競争はどのような条件の下で発生するのか——自然独占産業に対するのみ固有な現象といえるかについて検証しておく必要がある。図における費用遞減性は初期的固定費の存在から、インフィニトリーア (*infinitely*) に費用遞減性が生ずる状況を示している。そのため短期の現象であってもかまわない。固定費用比率が高いことだけが、この現象のための必要条件である。したがつて、自然独占といわなくても固定施設の静態的不可分性を想定するだけで十分であり、それだけで破壊的競争が発生するといつてもよからう。

破壊的競争の論理が単純に固定費の存在から生ずるというだけであれば必ずしも自然独占産業に固有な現象とはいえない。固定費用比率の大小の程度に応じて、異なった破壊的競争が発生する可能性が十分にありうるのである。⁽²⁾

このことは自然独占論における不可分性の意味を再確認しておることになるであろう。自然独占が技術的 (*technical*) 理由から長期的に費用遞減性が存在することであると前提すれば、破壊的競争が成立するためには自然独占的あることが必要かつ十分な条件とはいえない。だが自然独占産業においては固定費用比率が高い、固定費用比率が高ければ破壊的競争の可能性が存在するという程度には関連があることは明白である。

したがつて自然独占と破壊的競争の関係を、短期（固定費用比率が高いが設備量一定のままインフィニトリーアに費用

通減性が存在するケース) であろうと、長期(設備規模の拡大による規模の経済性が存在するケース) であろうと無関係に成立するとみる、「弱い関係」とみるならば、自然独占下での破壊的競争が成立しうることを否定することはできない。だが、自然独占産業の特質を長期的規模の経済性だけに限定すれば、破壊的競争と自然独占の間には厳密な「強い関係」があるとはいえない。むしろ破壊的競争は短期の場合であっても発生するし、費用通減性がファイナイトリー(finitely)な場合にも発生しうるであろう。別の表現でいえば破壊的競争は自然独占産業にだけ発生するという性質のものではない。広い意味で不可分性の強い固定設備に依存する産業には、その程度に応じて発生するものであるといえる。もしそりであればあえて破壊的競争という表現を特別に用いる意味も大きく減殺されるといえよう。

このことは、ワイヤーハン(Jack Wiseman)が公益事業価格における限界費用原理を評価するのに関連して援用した「時間的不可分性」(temporal indivisibility)の概念、すなわち投入要素の耐用性と特殊性を考慮すれば、設備の固定性と変動性における境界をえむ曖昧なものになってしまふ。⁽³⁾このことはさらに、カーンが破壊的競争の原因を、長期の規模の経済性に関わらしめるよりもむしろ供給の非弾力性に関わらしめていることとも関連するものである。⁽⁴⁾いいかえれば供給の弾力性が小さければ未利用施設が発生するため破壊的競争が発生しうるが、それを回避できる程度に応じて破壊的競争もまた回避できるというのである。いやそれにせよ自然独占と破壊的競争の間には「強い関係」が存在するとみなすこととはできぬもない。

もしそうであれば図(1)において破壊的競争下で成立すると考えられた生産量と価格の関係(q_r, p_r)を政府規制によって、平均費用と平均収入が等しくなるような関係(q_r, p_r)におく必要はなくなるといふべきである。

自然独占産業であるたゞ、このよしな政府規制が特に正当化されねばならないであら。

(1) A. E. Kahn, op. cit., p. 173.

(2) ハの坂道の運送、陸橋鶴橋によるハイスクエートされた分析がある。公的規制の制度と公共料金、経済評論、昭和1年五月印。

(3) Jack Wiseman, The Theory of Public Utility Price-An Empty Box, Oxford Economic Papers, Feb. 1957, reprinted in "Reading in Industrial Economics", ed. by Charles K. Rowley, vol. 2, ff. pp. 151.

(4) A. E. Kahn, op. cit., p. 173.

(5) 妨害的な未利用施設 (unused capacity) は設備の不可分性から不可避的に発生するが、時期的な過剰設備 (excessive capacity) は鑑別されねばならない。

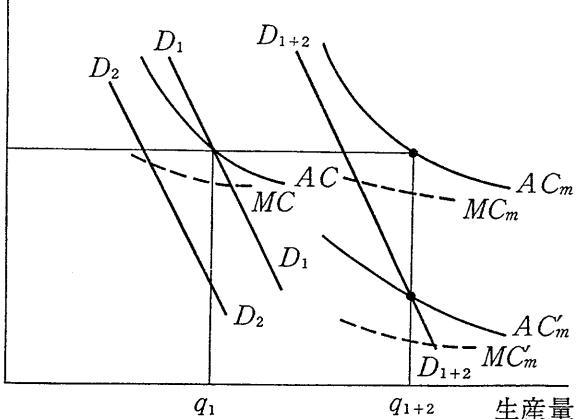
四 自然独占の1重投資

自然独占の論理によれば、自然独占産業における競争を容認すれば、設備の1重投資 (duplication of facilities) にならぬと主張された。ペグリム (D. F. Pegrum) は鉄道業に關連せし、次のよしな述べてゐる。ハの種 (複線化) の拡張は市場予測といふ困難な問題をもたらす。なぜならば市場機会を見越して十分な設備が建設されなければならぬからである。……複線化の代りに新しい鉄道が建設されるとしたくなれば必ず完全な設備の重複が必要になり、すべて利用される輸送量では鉄道に利潤を与えるには不適切である。加えて、両方向のより継続的な輸送量による完全な設備利用によつてえられる規模の経済はえられないとある。⁽¹⁾

ペグラムは鉄道の複線化と新線建設を比較したが、設備の不可分性から過剰投資が不可避的に発生し、需要

調整の遅れから規模の経済が発揮されるとは限らないであろうという
のである。ところが自然独占と一重投資の関係について述べるペグラ
ムの説明は必ずしも明確ではない。なぜならば一重投資と需要調整の
遅れが混同されているからである。

図(2)



このことを立証するために図を用いて説明してみよう。図(2)において

生産量と価格が (q_1, p_1) の関係にある企業があり、需要の増加に
対応して、それとまゝたく同じ企業が参入したとしよう。新しい需要
水準は D_2D_2' であるとすれば全体の需要曲線は $C_{1+2}D_{1+2}'$ となる。と
ころがこの総需要が一社に再配分される結果、各企業とも採算がとれ
ず、いずれかが撤退しなければならなくなる。もし規模の経済性がな
ければ生産量 q_{1+2} に対する平均費用曲線は AC_m' の水準のままであ
れば、たとえ独占的の一社であっても損失はまぬかれない。

そこで二社で生産する方法がよいか、独占一社がよいかは明白な規模の経済性が存在する場合であつて、もし
平均費用曲線が AC_m' まで低下すれば需要曲線 $D_{1+2}D_{1+2}'$ のままであっても損失が発生することは限らない。問題
は規模の経済性が存在するかどうかである。したがつて、規模の経済性の存在を前提する自然独占産業が一社存
在するなり一重投資になるという推論は適切ではない。そうではなく規模の経済性が存在すれば、その程度に応
じて独占によって資源配分上の損失が低下するといえるにすぎない。⁽²⁾

ペップス (Ivy Papps) は一重投資の不適切性を次のように説明している。少し長くなるが引用しておこう。

「毎日毎日ちがつたミルク配達を、顧客が頼むのが効率的でないと同様、三社の競争的電力会社が三つの同じ配電システムを建設するのはあまり効率的ではなかろう。そして、われわれはこんなことが生ずるのを視ることはない。普通のやり方は顧客がかなりの期間ミルクを配達する会社と契約することである。電力会社との“契約” (hook up) はミルク会社との契約よりもっと永続的であるから、この例は適切ではないと思われるかもしれない。これは種別の差ではなくて、程度の差である。電力においては新しい契約をする費用は大きいが、大きな差はない。さらに、各社がすべての地域で配電設備をもっていれば、現在の状態の下で新築家屋の居住者によつて支払われる“契約” 負担金ほどには費用は高くはないだろう。実際には今よりもこのような費用が低下することを期待するだろう。現在のシステムは独占力をもち、恐らく独占価格になつていいからである。各社は自分の配電システムをもつていなくても、現存施設の貸借によつて競争解が可能になる。最初の会社が独占利潤を稼いでいれば、他の会社が自分のシステムを建設する可能性によつて、競争的価格が確保されるだろう。配電におけるこのような競争の可能性があつても、配電のすべての費用が消費者によつて負担されるかぎり、設備の重複は問題とはならないだろう。しかし、消費者の負担しない社会的費用が生ずる可能性はある。その中には大衆に及ぼす、街路や土地が分断されたり、交通が阻害される費用と、もっと有利な方法で土地を利用するようにケーブルやパイプを地下に埋設する費用が含まれる。⁽³⁾」

このようなペップスの説明は、規模の経済性が成立している状況の下で独占価格が成立していれば、競争市場下での費用の負担方法の問題さえ解決すれば競争市場が成立し一重投資は発生しないことを指摘したものであ

自然独占論の周辺

（2）ルバーン、トマヤシの指摘から述べた、「=廻渉=な重複は外部性の問題であって、規模の経済の問題ではな」（ルバーンの意訳⁽⁴⁾）。

- （1） Dudley F. Pegrum, Public Regulation of Business, Homewood, Illinois, revised ed., 1965, p.568.
- （2） 南部教授は次のようない説明している。「問題は需要の見込みが一本の配管設備と均衡するか否かであり、需要が過小であれば配管もれいや利用されず、したがわかの企業が撤退せざるをやくななり。しかしそれは独占企業が一本分配管してその未利用の部分を残す」となる資源配分上のロジックである。ルバーンの独占的配管が資源配分上理あらるのは、配管における規模の経済性があり二本分を同一企業が敷設するよりはるる機会費用の低下がある場合である。それは「重投資による繩謹とな論理的に無関係であり廻渉もねじまたひだる」。南部鶴彦、上掲書、1回頁。
- （3） Ivy Papps, Government and Enterprise, Hobart Papers 61, pp.20-21.
- （4） H. Demsetz, op. cit., p.183.

五 自然独占と政府規制

前述のように自然独占産業においては破壊的競争や「重投資」が不可避であり、それを回避するためには政府規制によって、このよくな効果が発生するのを防止する必要があると考えられてきた。だが、これまでの説明で明かにならぬに破壊的競争や重投資も共に、固定設備の規模の経済性から派生するとはいえない」とが明らかになつた。自然独占論の主張する論点は、規模の経済性が存在すれば相対費用格差が生じ、競争過程を経由しながらも、やがて独占になり、その下では競争市場におけるよりも低廉な費用で生産が可能となる、というのであ

る。

その意味では自然独占論の主張は正当であるといえよう。しかし伝統的には、独占企業は図(1)における p_m のような独占価格を形成するため、参入規制を実施する一方、規模の経済性を発揮させるために価格規制を実施する必要があるといわれてきた。

このような価格規制は単に独占価格を規制するだけでなく、もうひとつの機能も要請されてきたのである。図(1)に明らかのように、競争市場下では価格が限界費用できまり、それは平均費用以下になるから、このような破壊的競争を排除する必要があると考えられてきた。いいかえれば生産量が $q_m < q_r < q_c$ となるような q_r と、価格が $p_m > p_r > p_c$ となるような p_r とを規制政策によって求めようとしたのである。生産量と価格の組合せがそれぞれの順序において価格と平均費用が等しくなるのは規模の経済性が前提されなければならないから、規制価格の水準はたしかに自然独占下においては独占価格と競争価格の中間に位置するといつてもよい。⁽¹⁾

ところが破壊的競争が自然独占だけに固有な現象でないとすれば、前述のように自然独占論と破壊的競争を單純に結びつけることは必ずしも適切ではなく、破壊的競争の多義性に注目する必要があろう。それはワイズマンの指摘にもみられるように、固定費負担の時間配分や市場間配分などの可能性、すなわち市場の不完全性に關係するものもあるからである。⁽²⁾ したがって、破壊的競争に普遍的性を与えることはできないといえる。このことは破壊的競争を論拠として価格規制を実施する政策の正当性をそれだけ弱めるものである。

それと対極をなすものは規模の経済性が存在する自然独占産業において独占的価格形成が必然的に発生すると考えてよいかという問題提起である。すなわち、独占という「市場構造」は独占価格形成という「市場行動」を

必ず伴なうといえるだらうか。デムゼツによれば「自然独占の理論は、生産における規模の経済から市場における独占価格にいたる論理的ステップを明示する」とに失敗しているため欠陥がある⁽³⁾といわれる。

デムゼツが批判する論点は、「競争的入札」(competitive bidding)を活用できれば最低費用での供給が可能であるから、必ずしも独占と独占価格の両立を前提しなくてよいという点である。「」のような入札競争においては買手にもっとも好都合な条件を提示する競争者がその後援を獲得するが、競争的入札者が財の生産を分担するという明確かつ必然的理由はない。したがって入札の競争が単位当たり生産費の増加になるという明確な理由はない。……生産における規模の経済の存在は競争的入札者の数の決定にとっては的はずれである。入札者の数が大であるか、他の理由からそれらの間の共謀が実行不能であれば、契約価格は単位当たり生産費に非常に近づきうる。市場交渉における競争の決定要因は契約交渉が完成した後に生産が生ずる企業数の決定要因とはちがうし、混同されてはならない。自然独占の理論は明らかに不明確である⁽⁴⁾といいうのがデムゼツの主張であり、」の主張は広く受容れられるようになつた。

」のような競争入札の可能性を導入することは別の意味でいえば、参入競争(competition for the field)と市場競争(competition within the field)とを明別する」と等しい⁽⁵⁾。したがって、前述のように規模の経済性から独占が成立し、それが独占価格を必然的なものにするといふ伝統的自然独占論は市場内競争の欠陥が独占価格を誘発するという必然性を前提しているのであって、それにもし参入競争を導入できれば」のような前提は崩壊するといふのである。

」のような参入競争は「潜在的競争」(potential competition)といふ言葉に代置する」がであるが、実際問

題として、このような潜在的競争を醸成できるかどうかはこれに対するひとつの疑問点である。この疑問点に対してはデムゼッツは次のようにいう。「たとえ免許制限が排除されたとしても市場での潜在的入札者の供給は非弾力的であらうという主張は、周辺市場において競争的生産者が存在するときには、擁護しにくくなるよう思われる。積極的な競争性の存在は公益事業史に明確にみられた。⁽⁶⁾」

以上のように自然独占産業に対する政府規制はイレレバントなものであるといふのである。もちろん政府規制が他の理由から成立する可能性を排除するものではない。しかし、以上の論理の有効性を認めれば政府規制の有力な論拠となっていた独占価格形成は他の方法によつても排除できることになるから、政府規制の必然性はそれだけ減少することになるといえるのである。

- (1) 費用遞増下では競争価格と平均費用価格の順序がいかかわるか、図1に即していへば $p_m > p_c > p_r$ となる。
- (2) J. Wiseman, op. cit., pp.151~158.
- (3) Demsetz, op. cis., p.175.
- (4) Ibid., p.175.
- (5) Cf. Ibid., footnote, p.176.
- (6) Ibid., p.177.

六 総 び

混合経済を特徴とする資本主義経済は政府介入をますます強めながら運営されている。それは私的部門における市場支配力の拡大と公的介入の相対的関係としていふべしれ、それがまたスペクトラムを画き出している。⁽¹⁾

生産面だけに注目しても公共財の直接（政府）供給から、規模の経済性（自然独占）や外部性を契機とする政府介入にいたるまで、それは拡大傾向を示している。ロビンズの言葉でいえば「いわゆる混合経済の中の集権主義的要素」⁽²⁾であり、「そもそもなれば私企業の海の中にある集権主義という島あるいは群島」⁽³⁾を形成しているのである。

中でも生産の技術的条件から規模の経済性が大きい産業は私的企业と公企業（狭義）の中間的存在として政府介入が当然なものと理解されてきた。それはさまざまに他の要因と重なって時には公企業であったり、時には被規制産業であったり、具体的な企業形態はさまざまであるが、公益事業としての「ステイタス」（法的位置）を付与することによって規制の対象とされてきた。それに「経済的」論拠を提供したのが「自然独占論」であった。

ところが、これらの自然独占産業は二つの挑戦に直面するようになった。そのひとつは自然独占論がもつ理論的有効性に対する疑問である。このような自然独占論批判はその理論的根拠の有効性への疑問と、規制政策がもたらす欠陥——規制費用の増大——という二つの側面をもっている。

もうひとつは挑戦は自然独占産業に対する密接な代替財が出現するようになったことである。中でも交通部門においてはその傾向が著しい。鉄道と自動車の競争は自然独占産業と競争的産業の異種産業間の競争である。両者の競争は「異質的」性格をもつという側面もあるが、つねに異質的であるとも、またつねに競争的であるともいえない。そのため、このような特質をもつ競争をどのように規定するかによって政策判断も分れる可能性が強いのである。

本稿は從来自然独占産業として「経済的」位置づけが行なわれてきた理論的背景を検証すること目的とした

ものである。その結果、規模の経済性という特質をもつ自然独占産業に対する規制政策は、必ずしも規模の経済性という特色からは直接的には導出されない論拠に依存してしまったことが明らかになった。いいかえれば従来主張されてきた規制政策の論拠は自然独占性という特質からは導出しにくいのである。⁽¹⁾ のことを見ると、規制政策のむの意味を明確とは現在実際に実施されている規制政策を全面的に否定するものではないとしても、規制政策のむの意味を明確にする上で大切なことであるといわなければならない。国鉄問題の例にみられるように問題が多面性をもつ場合には、その問題性もまた多面的であり、政策上の判断が分れる可能性が強い。⁽⁴⁾ しかし、がとくれば一面的事実や理論を契機として強い政府規制が行なわれたことを考えればなお一層その感が強い。より具体的に検討する必要性を強く示唆するものである。

(1) 富沢教授は「現代の混合経済体制は、一般に民間部門と政府部門との共存として特徴づけられている。正確には、これを古典的な競争市場機構と政府の誘導計画機構との混合という見方だとらえることは適切ではない。しかし、一方では企業その他の経済主体による市場支配力、および他方では政府の経済介入、⁽²⁾ の二つのものによって競争的市場機構が変形されている世界というのが、現代の混合経済体制の示す実態である」と指摘している。富沢健一、『産業の経済学』、東洋経済新報社、昭和五〇年、一一八〇頁。

(2) Lord Robbins, Political Economy: Past and Present, A Review of Leading Theories of Economic Policy, London, 1976, p. 137.

(3) Ibid., p. 137.

(4) 国鉄問題が主たる題材ではないのでも、以下では深くは立入らない。